

障害福祉特集

保存版

令和 2 年
12 月発行

佐倉市は、住み慣れた地域の中で、障害のある人もない人も、だれもが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けるまちを目指して、さまざまな取り組みを進めています。

【問い合わせ】

障害福祉課 ☎ (484) 6137

FAX (484) 1742

- ❶ だれもが暮らしやすい社会へ… 1 ページ
- ❷ 誰かに相談を（各種相談窓口）… 2～3 ページ
- ❸ 手帳の交付……………4 ページ
- ❹ 障害福祉サービスなど……………4 ページ

1 だれもが暮らしやすい社会へ

「障害について理解を深めて住みよい街づくりへ」

知っていますか？「障害者差別解消法」

障害を理由とする差別をなくして、すべての人が共に生きる社会になるよう、行政機関や地方公共団体、民間事業者、障害者への配慮が義務付けられています。「差別解消」は社会全体の責務です。個人一人一人もこの法律を理解し、だれもが暮らしやすい社会をつくりましょう。

❶ 不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由がなく、障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることはできません。

❷ 合理的配慮の提供

障害者から配慮を求められた場合に、その人が必要としている内容が、どの方法で可能になるかを考え、「社会的障壁」を取り除きます。実現に時間やお金を必要とし、その場での対応が難しいときには、その理由を伝えなければなりません。



*「社会的障壁」とは…
心身の障害によるものだけでなく、日常生活や社会生活を送るうえで、「社会における事物（通行、使用しにくい施設や設備など）や、「利用しにくい制度」、「障害のある人の存在を意識していない慣習や文化などの慣行」、「障害のある人への偏見などの観念」などがあげられます。



みなさんもご配慮を



電車やバスなどの優先席では…
▼携帯電話の電源を切りましょう
▼障害のあるかたなどに席をゆずりましょう



施設などの出入り口近くにある駐車場では…
▼障害者等専用駐車場への駐車はやめましょう



盲導犬などの身体障害者補助犬を飲食店などで見かけたら…
▼大事なパートナーであることを理解しましょう

「ヘルプマーク」を持った困っている人を見かけたら

「ヘルプマーク」は、援助を必要としている障害のあるかたなどが、いざという時に SOS が伝わるよう身につけています。（ストラップ型、カード型があります。）
電車やバス、周囲で困っている人がいたら、どのような配慮が必要になるか、声をかけて支援をお願いします。
▼災害時には安全に避難するための支援をお願いします

配布場所 障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 ☎ (484) 6137



いっしょに活動しませんか？

佐倉市障がい者団体等連絡会

障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO 法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会です。障害のあるかたやその家族で、連絡会に関心のあるかたの連絡をお待ちしています。

《活動内容》▼加入団体の情報交換と相互理解・親睦
▼障害者（児）の自立を目指して、共通の課題に取り組む
▼地域社会との連携・交流など

《活動団体》▼佐倉市手をつなぐ育成会 ▼佐倉市身体障がい者の会 ▼佐倉市ろう者協会 ▼佐倉市精神障害者家族会（かぶらぎ会） ▼印旛地区自閉症協会 佐倉支部
▼手をつなぐ・さくら ▼NPO 法人 木よつの家
▼千葉県オストミー協会「佐倉の会」
関市社会福祉協議会

☎ (484) 6033 FAX (486) 2518

サポートブックを活用しましょう

「障がいのある方へのサポートブック」とともに「支え合う街 佐倉」は、それぞれの障害に関する基礎知識や特性、関わりかたなどについてわかりやすくまとめた冊子です。

障害を正しく理解することで、障害のあるかたが配慮して欲しいことを感じることができ、支援へとつながっていきまます。ともに支え合う地域づくりを広げていきましょう。

配布場所 障害福祉課
*市ホームページからダウンロードできます



◆ 障害者に関するシンボルマーク

国際的に定められたマークや法律にもとづいているもの、各団体が提唱しているものもあります。代表的なものを紹介します。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発用マークで、公共施設や交通機関、スーパー、レストランなどの民間施設で同伴できるマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。

オストメイトマーク

オストメイト対応設備があることを表すマークで、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



盲人のための国際シンボルマーク

世界共通マークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、信号機や書籍などで身近に見かけるマークです。



耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークで、コミュニケーションの方法への配慮を求める場合等に使用されているマークです。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。外見から分かりにくいことから、理解と協力を広げるために作られたマークです。

2 誰かに相談を（各種相談窓口）

話をすることで気持ちが軽くなり、また、情報を得ることで新たな気づきや発見があります。さまざまな相談窓口がありますので、障害について気になること、困っていること、悩みごとなどありましたらお気軽にご相談ください。
＊どこに相談してよいかわからないときは、市障害福祉課までご連絡ください。



市指定相談支援事業所

相談窓口	地区	連絡先	支援内容	実施日
アシスト	佐倉・根郷・和田・弥富	☎ (484)6392 FAX (484)6492	障害のあるかたの生活全般の相談、支援を行うためのサービス等利用計画の作成を行います。	日～金曜日 8:30 ～ 18:00
レインボー	志津北部	☎ (463)1128 FAX (463)1900		平日 9:00 ～ 17:00
きらり	志津南部	☎ (488)3666 FAX (488)0554		平日 9:00 ～ 17:00
こもれびさくら	臼井・千代田	☎ (462)5772 FAX (460)9045		平日 9:00 ～ 17:00

いんば中核地域生活支援センター すけっと（印旛圏域）

支援内容	実施日	連絡先
千葉県が設置する福祉相談窓口です。子ども、障害者、高齢者など誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、福祉サービスのコーディネート、相談、権利擁護を行います。	24 時間 365 日 ※夜間は原則 電話対応	☎ (308)6325 FAX (460)9045

障害者就業・生活支援センター『就職するなら明朗塾』（印旛圏域）

支援内容	実施日	連絡先
行政、ハローワーク（公共職業安定所）、千葉障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校などと連携しながら、障害のあるかたの就業と生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんを行います。	平日 9:00 ～ 17:00	☎ (488)5499 FAX (488)5498

身体に関すること

相談窓口	連絡先	支援内容	実施日など
県中央障害者相談センター	☎ (291)6872 FAX (291)8488	補装具、更生医療、身体障害者手帳、言語聴能等に関する相談および判定。（18 歳以上）	平日 9:00 ～ 17:00 ＊医学的判定は要予約
県肢体不自由児協会	☎ (245)1732 FAX (245)1742	手足の不自由なこどもたちの自立と社会参加を支援。	平日 10:00 ～ 16:00
難病相談支援センター （印旛山武地域：成田赤十字病院）	☎ 0476(22)2311 内線 7503	保健・医療・福祉の総合的な相談、情報提供、講演会の開催、就労支援など、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活を支援。	平日 9:00 ～ 16:00
県視覚障害者福祉協会	☎ (420)8520 FAX (424)2486	視覚障害者の生活や社会資源の利用など、生活力を高めるための支援提供、専門機関等の紹介。	火～金曜日 10:00 ～ 16:30
千葉盲学校視覚支援センター	☎ (422)0231 FAX (424)4592	視覚補助具の活用や資格認知などの指導（小・中学生対象）、用具の貸出、教育相談（0 歳～成人）、見え方相談会（幼児・児童・生徒、保護者、担任）を実施。	平日 9:00 ～ 16:00 ＊見え方相談会日程は要確認
千葉聴覚障害者センター	☎ (308)6372 FAX (308)5562	聴覚障害者の生活全般の不安や悩みごとの相談、教育面や就労、福祉制度の活用、通訳などの支援。	平日 9:00 ～ 17:30 ＊相談は要予約
県オストミー協会 （日本オストミー協会千葉県支部）	☎ (309)7571 FAX (309)7572	オストメイトの日常生活の悩みやストーマ装具・用品に関する相談、情報提供。	月・火・金曜日 10:00 ～ 16:00

療育に関すること

相談窓口	連絡先	支援内容	実施日など
県中央障害者相談センター	☎ (291)6872 FAX (291)8488	知的障害について、療育手帳・職親・生活・職業等の相談および判定。（18 歳以上）	平日 9:00 ～ 17:00 ＊医学的判定は要予約
県中央児童相談所	☎ (253)4101 FAX (253)9022	児童（18 歳未満）に関するあらゆる問題についての援助や指導、そのために必要な調査や判定を実施。	平日 9:00 ～ 17:00
ちばMDエコネット （ノーマライゼーション学校支援事業）	☎ 047(426)8825 ✉ soudan@mdeconet.jp	発達に心配のある子どもや、障害のある子どもたちがより良い学校生活が送れるよう、学校サポーター（相談員）が県との協働により、学校生活の相談や関係者等とコーディネートを行います。【要予約】	火～土曜日 10:00 ～ 16:00



ひきこもり訪問サポーター派遣事業

ひきこもりのかたの自立および社会参加の促進を図るために、本人および家族に対する訪問支援、メール・電話相談、同行支援を行います。

費用 無料（同行支援 のみサポーター経費の負担あり）

対象者 ひきこもりの状態にあるかた（年齢制限なし）

訪問頻度 月 1 回（30 分～1 時間程度）

支援者 研修を受けたサポーターや有資格者

問い合わせ 障害福祉課 ☎（484）4153

判断能力が不十分な人の暮らしを守る

佐倉市成年後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないかたの財産や生活を守り、支援する成年後見制度に関する相談を受け付けています。

※司法書士による無料の「成年後見に関する専門相談」は「こうほう佐倉」毎月 1 日号の暮らしの相談でお知らせします

開所日 月～金曜日（祝日、年末年始除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

場所 市社会福祉センター 2 階 佐倉市社会福祉協議会内

問い合わせ

▼佐倉市成年後見支援センター（市社会福祉協議会）
☎（484）1288、FAX（486）2518

▼千葉県後見支援センターすまいる（県社会福祉協議会）
☎（204）6012、FAX（204）6013

お子さんの気になることは…
「お子さんの発達を支援します」

●さくらんぼ園（福祉型児童発達支援センター）
運動や言葉、情緒など、心身の発達に不安のある就学前のお子さんの、療育・生活支援などを行う通園施設です。
問い合わせ さくらんぼ園 ☎（484）1050、FAX（312）7980

●ことばと発達の相談室
聞こえ、発音など、ことばの発達などに関した気になることについて、言語聴覚士が相談に応じます。＊要予約

●すくすく発達相談
お子さんの発育（身長など）や発達面（落ち着きがないなど）で心配なことや気になることについて、専門医が相談に応じます。＊要予約

対象 市内在住の 0 歳～就学前の子ども

問い合わせ 健康管理センター ☎（485）6712、FAX（485）6714

●精神に関すること

相談窓口	連絡先	支援内容	実施日など
県精神保健福祉センター	☎ (263)3893 FAX (265)3963	心の健康、精神障害、思春期の精神保健についての悩みや、医療機関や相談機関を知りたいなどの一般的な相談。新型コロナウイルス感染症に係る心のケア。	平日 9:00 ～ 18:30
	☎ (263)3892 FAX (265)3963	依存症（アルコール、薬物、ギャンブルなど）に関連する問題についての相談。	平日 10:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00
印旛健康福祉センター （印旛保健所）	☎ (483)1136 FAX (488)5498	精神科医による定例相談を開催。【要予約】	第 3 月曜日、第 4 火・金曜日 14:00 ～ 16:00
地域生活支援センター レインボー	☎ (463)1128 FAX (463)1900	ミレニアムセンター佐倉や西部地域福祉センターなどを会場に、精神保健福祉士による精神障害者相談会を開催。【要予約】	【電話受付】 平日 9:00 ～ 17:00
健康管理センター	☎ (485)6712 FAX (485)6714	《こころの健康相談》 毎月 1 回、精神科医またはカウンセラー（臨床心理士）による相談を実施。日程と会場は各保健センターに問い合わせ。【要予約、予約時に保健師による事前問診あり】	《精神科医》令和 3 年 1 月 25 日(月) 《カウンセラー》令和 3 年 2 月 18 日(木)
西部保健センター	☎ (463)4181 FAX (463)4183		《カウンセラー》12 月 15 日(火)
南部保健センター	☎ (483)2812 FAX (483)2813		《精神科医》令和 3 年 3 月 25 日(木)
「生きづらびっと」 LINE 相談	ID 検索 @yorisoi-chat	「死にたい」「消えたい」といった、誰にも相談できないつらい気持ちを安心して話すことができる SNS 相談。	月・火・木・金・日曜日 17:00 ～ 22:30（受付 22:00 まで） 水曜日 11:00 ～ 16:30（受付 16:00 まで）
チャイルドライン支援センター	☎ 0120(99)7777	18 歳以下の子どもを対象に、チャットによるオンライン相談（チャイルドラインチャット相談）と電話相談を実施。	木・金・第 3 土曜日 16:00 ～ 21:00
SNS 相談@ちば （県教育委員会）	☎ (223)4054 FAX (221)6570	中高生が抱えるさまざまな悩みを、気軽に、誰にも知られず、身近な SNS を活用して専門のカウンセラーによる相談を実施。	令和 3 年 3 月 28 日までの水・日曜日 17:00 ～ 21:00 * 令和 3 年 1 月 7 日(木)～ 9 日(土)、3 月 25 日(木)～ 27 日(土)は毎日実施
千葉いのちの電話	☎ (227)3900	自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人の電話相談。	* 新型コロナウイルス感染症の影響により受付時間を短縮、「千葉いのちの電話」ホームページで要確認。
千葉いのちの電話 インターネットメール相談	専用ページより ID 取得	誰にも話せない、誰にも相談できない、人と話すのが怖いなど、一人で抱えている思いなどをメールで相談。（所定の研修を受けた市民ボランティアによる相談。）	メールの返信は 1 週間以内（相談員はメールアドレスを見ることはできません。）
県男女共同参画センター	☎ (308)3421	《男性のための相談》 仕事や人間関係の悩み、ストレスなどを抱えている男性のための総合相談。 * カウンセリングは電話相談後に要予約	火・水曜日 16:00 ～ 20:00
	☎ 04(7140)8605	《女性のための相談》 暮らしの中で女性が抱える様々な不安、悩み、心配事などの総合相談。 * 面接・カウンセリングは電話相談後に要予約	火～日曜日 9:30 ～ 16:00
県臨床心理士会「立ち寄り 処ちば心のキャッチ」	☎ 080(2051)0658 ✉ kigaru.soudan@gmail.com	《こころの問題全般の対面相談》 船橋 FACE 5 階船橋駅前相談窓口にて対面相談を実施。（相談時間 30 分・予約優先） 【予約受付時間】毎週水曜日 15:00 ～ 20:00、第 2 日曜日 12:00 ～ 17:00	毎週水曜日 17:00 ～ 20:00 第 2 土曜日の翌日の日曜日 14:00 ～ 17:00
県看護協会	☎ (245)1771 ✉ soudan@cna.or.jp	《心の総合相談窓口》 健康問題、人間関係、仕事上の悩みや不安、経済問題などの相談について、専門の相談先を紹介。	月・水・金曜日 13:00 ～ 16:00
ライトハウスちば	☎ (420)8066 FAX (420)8023 ✉ lighthouse@abeam.ocn.ne.jp	ニート、ひきこもり、不登校など困難を有する子どもや若者の総合相談窓口。	火～日曜日 10:00 ～ 17:00
子どもと親のサポートセンター	☎ 0120(415)446 FAX (207)6041 ✉ saposoudan@chiba-c.ed.jp	学校生活、心や身体、その他進路や適性に関することなど、個々の状況に応じて、本人・保護者・教職員に対し、相談活動を通じた支援・援助を実施。	【電話・FAX・メール相談】24 時間 【来所相談】平日 9:00 ～ 17:00 * 新規は左記へ要予約 （平日 8:30 ～ 17:15）
県福祉ふれあいプラザ	☎ 04(7165)2886 FAX 04(7165)2882	家族や介護職員など介護に関わる人たちが抱く不安、不満、孤独などに対する相談。 【要予約】	火～日曜日
こころの健康相談統一ダイヤル	☎ 0570(064)556	悩みを抱えた人が全国どこからでも、地域の「こころの健康電話相談」等で相談できる共通の電話番号。	平日 9:00 ～ 18:30 （県内で利用の場合）



●その他の相談

相談窓口	連絡先	支援内容	実施日など
発達障害	県発達障害者支援センター CAS（キャス）	☎ (227)8557 FAX (227)8559	自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のかたの生活上の困りごとについて、課題を整理し地域の支援機関を紹介。【要予約】
高次脳機能障害	高次脳機能障害支援センター（県千葉リハビリテーションセンター）	☎ (291)1831 FAX (291)1857	事故や病気による脳の損傷から起こる「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」などの認知障害で生活に制約があるかたの相談。
てんかん	印旛保健所	☎ (483)1133 FAX (486)2777	保健師、精神保健福祉士などの専門職が対応。希望者には保健師が家庭訪問による相談。
	県精神保健福祉センター	☎ (263)3893 FAX (265)3963	保健師、精神保健福祉士など専門職による電話相談や面接。
	日本てんかん協会	☎ 03(3232)3811	てんかん相談専用ダイヤル（相談 30 分以内）
生活困窮・ひきこもり	くらしサポートセンター佐倉	☎ (309)5483 FAX (484)5020 ✉ seikatsu@sakurashakyo.or.jp	経済的な理由などでの生活全般の不安や悩み事の相談、問題解決のためのプラン作成支援、関係機関と連携したサポート。
	県ひきこもり地域支援センター	☎ (209)2223	専門の相談による原則 18 歳以上のひきこもりに関する相談。
障害者虐待	障害者虐待防止センター（市障害福祉課）	☎ (484)6173 FAX (484)1742	「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を受けたかた、虐待に気づいたかたの相談窓口。
障害者差別	市障害福祉課	☎ (484)6173 FAX (484)1742	障害を理由とする差別に関する相談。
	印旛健康福祉センター（印旛保健所）	☎ (486)5991 FAX (486)2777	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に関する相談（広域専門指導員が対応）
	障害者人権 110 番（県手をつなぐ育成会）	☎ FAX (246)2282	生活、家庭、地域、施設等での問題について、電話・来所による相談。県弁護士会より派遣される弁護士による法律相談。

* 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、児童委員による相談を希望するかたは、障害福祉課へお問い合わせください。

問 障害福祉課 ☎ (484) 6137・FAX (484) 1742

3 手帳の交付

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し提示することにより、障害者手帳の種別や等級に応じて、医療費の助成、補装具費・自立支援医療の給付、手当の給付、税の減免、鉄道運賃やバス運賃の割り引きなどの制度を利用できます。



◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

対象 上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能などに障害があるため、日常生活に制限があるかた
※障害等級が1～6級まであります（千葉県審査により決定されます）

申請 印鑑、指定医の診断書（指定書式あり）、顔写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード（または、通知カード）、本人確認書類を持参の上、障害福祉課へ

◆療育手帳

知的に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

対象 知能指数が、おおむね75以下のかた

▼障害児（18歳未満） 児童相談所の判定によります

▼障害者（18歳以上） 千葉県中央障害者相談センターの判定によります

※障害の程度により軽度から最重度まであります

（千葉県の審査により決定されます）

申請 印鑑、顔写真（縦4cm×横3cm）、本人確認書類を持参の上、障害福祉課へ

※18歳以上で初めて申請する場合は事前にご相談ください

◆精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があるかたに交付されるものです。手帳を所持することで、各種サービスを利用できます。

対象 精神疾患があり日常生活に制限があるかた

※障害等級1級から3級まであります（千葉県の審査により決定されます）

申請 印鑑、顔写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード（または、通知カード）、本人確認書類、次の①②のいずれかの書類を持参の上、障害福祉課へ

①医師の診断書（指定のもの・診断書文書料助成あり）

②日本年金機構等へ障害年金の受給情報を照会するための同意書

4 障害福祉サービスなど

障害のあるかたが、地域で安心して日常・社会生活を営むことができるように、各種サービスがあります。障害の種別や等級などにより、受けることができるサービスが異なります。また、サービスを受けるためには、事前に申請が必要ですので、障害福祉課へお問い合わせください。

【介護保険優先】 介護保険の対象者は介護保険によるサービス申請が優先となります。

自宅で受けられるサービス

●障害福祉サービス【身知精難】

▼居宅介護 ▼重度訪問介護

▼行動援護 ▼同行援護

●地域生活支援サービス【身知精難】

▼移動支援事業【身知精難】

▼移動入浴サービス事業【身知精難】

●配食サービス【身知精難】

●その他の関連事業

▼訪問指導 ▼訪問歯科事業【身知精難】

▼健康増進課 ☎（485）6712

☎（485）6714

▼紙おむつ等の購入助成【身知精難】

▼はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券【身知精難】

●高齢者福祉課 ☎（484）6243

☎（486）25003

▼車いすの貸し出し（一時貸し出し）

●佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）4319

☎（486）2518

▼オストメイト社会適応訓練【身知精難】

●日本オストメー協会千葉県支部（月・火・金） ☎（309）7571

活動体験・就労訓練

●障害福祉サービス【身知精難】

▼自立訓練 ▼就労移行支援 ▼就労継続支援（A・B） ▼生活介護 ▼就労定着支援

▼自立生活援助

障害児を対象としたサービス

●障害児通所支援サービス【身知精難】

▼児童発達支援 ▼放課後等デイサービス

▼保育所等訪問支援 ▼居宅訪問型児童発達支援

施設の利用

●障害福祉サービス【身知精難】

▼施設入所支援 ▼短期入所 ▼療養介護 ▼共同生活援助

●地域生活支援サービス【身知精難】

▼日中帰リシヨートステイ事業

情報支援

●声の広報発行

▼録音CDによる「こうほう佐倉」などを発行【視覚障害のかた】

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

▼コミュニケーションを円滑にするための意思疎通支援【聴覚障害のかた】

交通・自動車

●交通機関の割引（鉄道・旅客機・船・バス運賃の割引など）【身知精難】

※交通機関によって条件が異なります

●各交通機関へ

●佐倉市タクシー運賃助成券【身知精難】

●有料道路料金の割引【身知精難】

●自動車運転免許取得費助成【身知精難】

●自動車改造費助成【身知精難】

●その他関連事業【身知精難】

●身体障害者自動車運転適性検査【身知精難】

●千葉県運転免許センター ☎（274）2000

▼身体障害者のための無料運転教習【身知精難】

●身体障害者運転能力開発訓練センター ☎（048）（481）2711

☎（048）（481）6578

▼駐車禁止規制除外標準【身知精難】

●佐倉警察署 ☎（484）0110

補装具など

●身体障害者（児）補装具費の支給【身知精難】

●日常生活用具費の支給【身知精難】

●軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成【身知精難】

●小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業【身知精難】



税金

●所得税・住民税の障害者控除

●所得税：成田税務署 ☎（0476）（28）5151

▼住民税：市民税課 ☎（484）6115、☎（486）5444

●固定資産税の減免（65歳以上で住民税非課税の重度障害者）【身知精難】

●資産税課 ☎（484）6216、☎（486）5444

●自動車税・環境性能割の減免【身知精難】

●県税事務所 ☎（483）14003

●軽自動車税の減免【身知精難】

●市民税課 ☎（484）6114、☎（486）5444

福祉手当

●特別児童扶養手当【身知精難】

●障害児福祉手当【身知精難】

●佐倉市中心身障害児福祉年金【身知精難】

●特別障害者手当【身知精難】

●ねたきり身体障害者等福祉手当【身知精難】

●難病者等見舞金【身知精難】

医療費助成

●重度心身障害者（児）医療費助成制度【身知精難】

●自立支援医療【身知精難】

●精神障害者入院医療費助成【身知精難】

その他のサポート

●日常生活自立支援事業

地域で暮らす高齢者や障害のあるかたの日常生活に必要なお金の管理や福祉サービスの利用支援です。

●佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）0698

●生活福祉資金貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯※貸付条件や貸付限度額、利子等は資金の種類により異なります。詳細はお問い合わせください。

●佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）6200

●障害年金

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受け取ることができます。※要件や請求手続きなど詳細は、お問い合わせください。 ●日本年金機構 ☎（0570）（05）1165

●各種サービス

【緊急時・災害時】 ▼災害時「避難行動要支援者名簿」掲載 ▼緊急通報装置の貸与 ▼緊急通報登録

【割引など】 ▼新マル優制度

▼携帯電話料金の割引

▼NHK放送受信料の減免

▼佐倉市営自転車駐車場利用料金の減額等

※各窓口の確認は、障害福祉課へお問い合わせください

「障害者福祉のしおり」

障害者手帳を所持するかたが利用できるサービスなどをまとめた冊子です。手帳発行時に配布。詳細を説明しています。

「障がい児・者福祉サービスガイドブック」地域の中で安心して暮らすために」

市内事業所、当事者会、家族会の活動をわかりやすくまとめた冊子です。

*右記の2冊は、市ホームページからダウンロードできます。

